## 環境・みどり活動促進部会の公開・非公開の決定について

現在、環境・みどり活動促進部会の会議の公開・非公開については、会議の公開に関する指針に基づき、部会の開催ごとにその都度、決定をいただいていた。

しかしながら、今回、部会のより円滑な運営のため、公開・非公開について決定をしていいただき、今後は、その決定に基づき、部会の運営を行なっていきたいと考えている。(部会の開催ごとに、公開・非公開を諮らない。)

「会議の公開に関する指針」抜粋

4. 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

### 【会議の公開・非公開についての事務局案】

- 1. 原則、公開にて行なう。
- 2. ただし、下記の事項については、非公開にて行なう。
  - 大阪府環境保全基金の活用事業の審査
  - ・大阪府みどりの基金の活用事業の審査
  - ・環境保全に係る表彰(おおさか環境賞)の選考
  - ・緑化活動に係る表彰(おおさか優良緑化賞)の選考

#### <非公開理由>

各基金の活用事業の審査及び各表彰の選考にあたっては、大阪府情報公開条例第8条第1項 第3号に規定に該当する情報を含むため。

3. また、審査基準の改訂や各表彰の運営の関することは、上記の非公開理由に該当しないため、 公開にて行なう。

なお、会議の経過、結果については、指針に基づき会議終了後できるだけ速やかに、ホームページ等で公開するものとする。

「会議の公開に関する指針」抜粋

4. その他

会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による 公表に努めるものとする。

### 【会議の公開・非公開の考え方】

大阪府では、審議会等の会議について、大阪府情報公開条例第 33 条に基づき、公開に努めなければならないとされている。

「大阪府情報公開条例」抜粋

(会議の公開)

第33条 実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、 府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の 会議の公開に努めなければならない。

大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方について 『会議の公開に関する指針』が示されている。

指針第3により、会議の公開については、原則公開とされている。

ただし、審議会の会議が大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合は、当該会議を公開しないことができると定められている。

「会議の公開に関する指針」抜粋

3. 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合

# 「大阪府情報公開条例」抜粋

(公開しないことができる行政文書)

- 第8条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が 記録されている行政文書を公開しないことができる。
  - 3 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

#### 環境・みどり活動促進部会の所掌事項等は、同部会運営要領により下記のとおり定められている。

「大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会運営要領」抜粋

#### 第2 所掌事項等

部会は、環境保全及び緑化に係る府民等の活動の促進施策(以下「活動促進施策」という。)並びに大阪府環境保全基金及び大阪府みどりの基金(以下「基金」という。)の運営及び活用事業等に関する次の事項について調査審議する。

- (1)活動促進施策のあり方に関すること
- (2)基金の運営の方針に関すること
- (3)大阪府環境保全基金の活用事業の審査に関すること
- (4)大阪府みどりの基金の活用事業の審査に関すること
- (5)環境保全に係る表彰(おおさか環境賞)の選考、その他賞の運営に関すること
- (6)緑化活動に係る表彰(おおさか優良緑化賞)の選考、その他賞の運営に関すること